

菟道稚郎子尊 宇治墓飛地い号用地協力依頼に伴う事前調査

宇治墓飛地い号は、京都府宇治市菟道丸山の宇治川河畔にある本墓から、約130m東に位置しており、京阪電鉄宇治線と並行する市道に面している。宇治市遺跡地図における乙方遺跡内にある。伝賀陽豊年墓とされ、明治22年12月に宇治墓とともに治定された。現在は長さ約8.8m×幅約5.6mの石積みによる不整長方形の区画の中に、裾部の長さ3.6m×幅2.2mの楕円形の低円丘がある（第32図）。

この度、本飛地の面する市道（菟道丸山線）について宇治市の公共事業の一環として拡幅が計画された。それに伴い、現在市道にはみ出ている部分の用地協力を打診されたことから、協力の可否を判断するために事前に調査を行うことになったものである。調査は平成21年6月29日～7月4日の期間で実施した。

トレンチは、市道に面した生垣の内側に、長さ7m×幅0.6mの規模で設定した。断ち割りとして、最終的にトレンチ北端から0.6mの範囲を標高18.2mまで、南端から1.8mの範囲を標高17.95mまで掘り下げた。土層の特徴は以下のとおりである。

I層 表土。黒色の粘質土である。

II層 混礫の粘質土で軟らかい。礫は径5～10cmほどである。瓦片・磁器片が多い。寛永通宝も出土している。石積みによる現在の区画を構築するにあたって、その内側を埋めた盛土と考えられる。

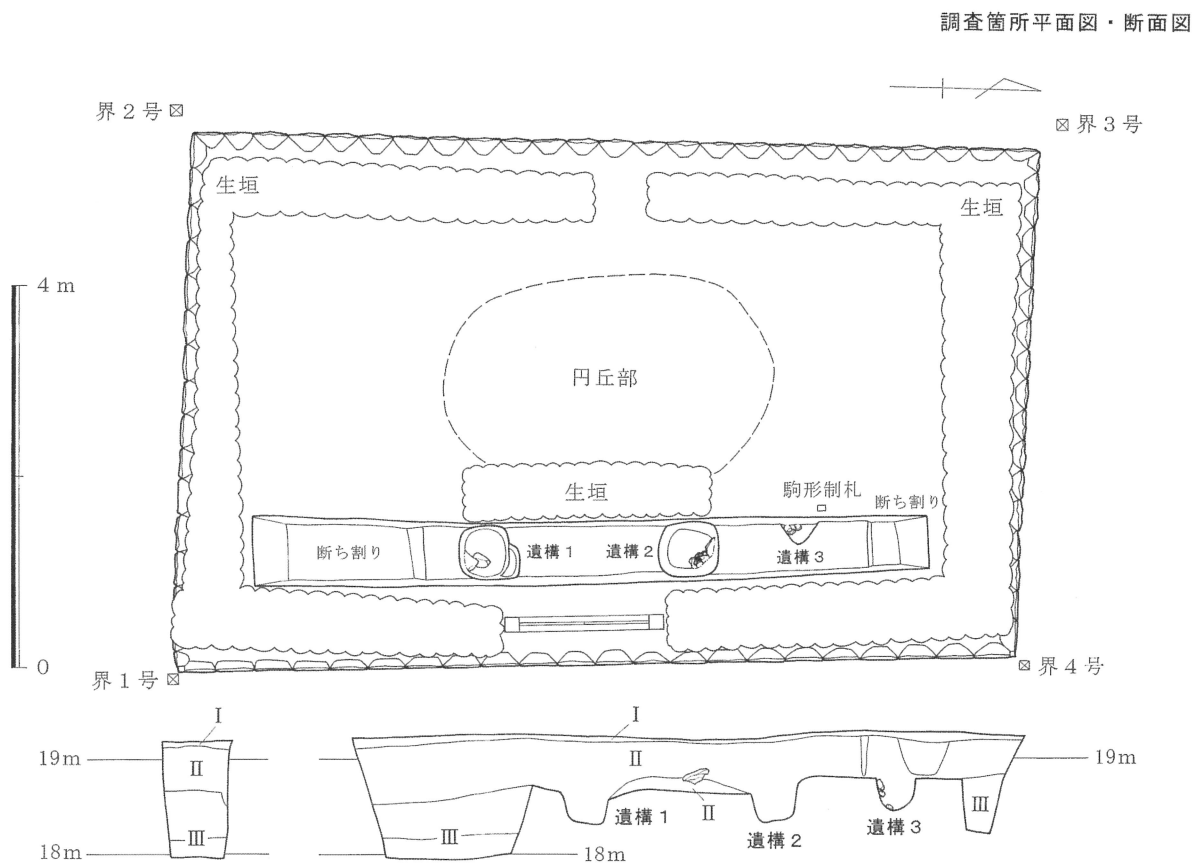
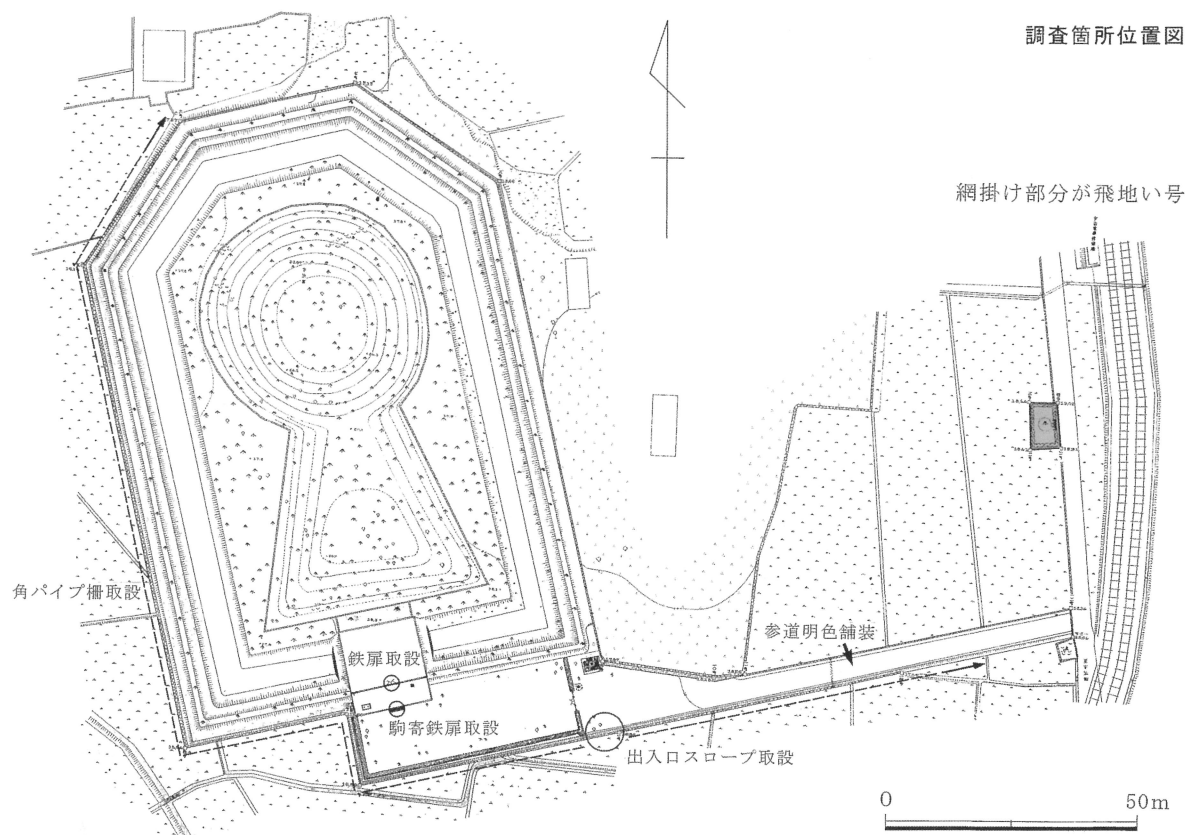
III層 暗茶褐色～暗灰色砂質土で非常に堅緻である。礫を少し含んでいる。遺物包含層であり、土師器・須恵器・陶器・瓦器などが出土した。遺物はIII層中でも上位から多く出土している。

III層上面は標高18.5～18.8mである。この面で遺構が3基検出された。トレンチ内で完掘できた2基（遺構1・2）と壁際に平面の半分が確認できた1基（遺構3）である。遺構1・2は平面形が一边約0.5mの方形で、深さも0.4～0.5mで同じ規模である。遺構3は一边0.3mほどの方形と考えられ、深さ0.3mを測る。遺構3は1・2に比べて規模が小さい。各遺構とも内部に石が残っており、柱などの根固めのために入れられていたと考えられる。また埋土はII層と同じであり、柱が抜き取られた後、時間を置かず人為的に埋め戻されたと考えられる。

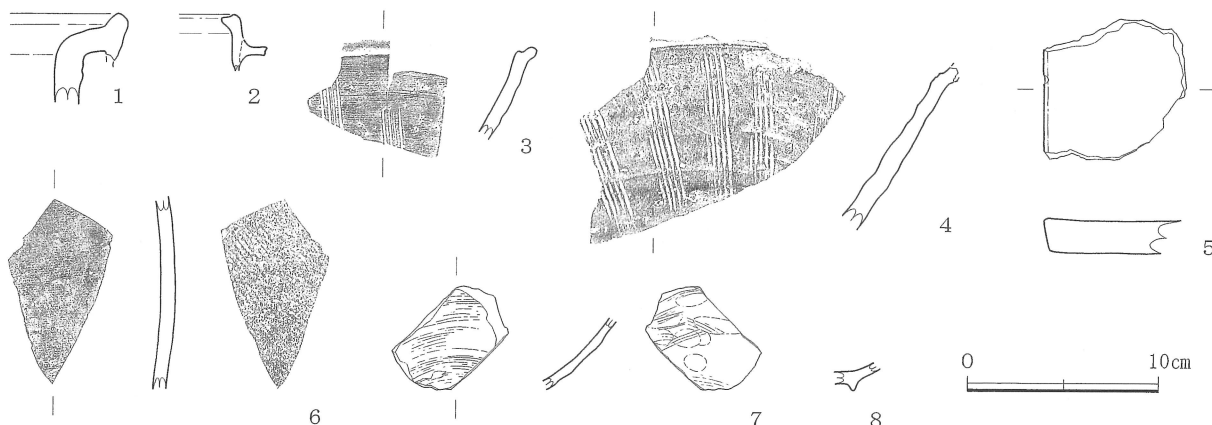
これらの遺構は、1・2が同じ規模・形状であることから同じ性格であったことが推測される。両者の距離は心々間で約2.2mを測る。この2基の遺構の位置を見ると、円丘の東面を南北に並び、現在の門扉と並行する。また、3は円丘のカーブに沿うような位置にある。これらの状況と当庁に残る文書⁽¹⁾から、検出した遺構は現在の区画になる以前の、円丘を囲む外構柵の柱穴と判断できる。1・2は規模・位置から門柱に相当する柱穴であろう。よって、3は外構柵の一部と考えられる。この外構柵がいつから設置されたものかその時期を特定する資料は得られていない。当庁に残る記録では、明治24年には「浮舟古跡ト彫刻セル石碑」が域内に建てられていたようであり、同年3月に三室戸寺住職からその石碑の無償下付の願い出が出され、同4月に認められているが、外構柵に関する記述はない。その後、明治33年6月の記録に「陪塚周囲丸太柵及柵門取拂ニ付處分」とあり、丸太柵の腐朽により、外構柵がすべて撤去されているようである。その後、大正8年4月に門と駒形制札を改造したとの記録が残るが、外構柵に関する記述はない。門だけであれば、工事の規模が全体に及ぶ可能性は低いと考えられることや、II層の状況をみる限り、現在把握される資料からは新たな外構施設が作られることはなかったと考えられる。よって、詳細は不明であるが、検出した遺構は、上記の明治33年6月まであった丸太柵の柱穴である可能性が高いと考えられ、これを前提とすると、II層の形成時期を明治33年以降と考えることができる。

なお、それ以外の遺構は確認されていない。

遺物は、318点がII・III層から出土した。多くを細片が占める。II層は、既存の外構施設を撤去した後の人為的な盛土と考えられ、当庁の記録からは明治33年以降に形成された可能性が高い。土師器・須恵器・陶器・磁器・瓦、銅銭など多岐にわたる遺物が出土しており、年代幅も広い。いずれも破片資料である。ここではIII層から出土している遺物を図化した。



第32図 宇治墓飛地い号 調査箇所位置図 (1/1500) および平面図・断面図 (1/80)



第33図 宇治墓飛地い号 出土品実測図 (1/4)

Ⅲ層からは、土師器・須恵器・瓦器・陶器・瓦が出土している。Ⅱ層の出土遺物同様、すべて破片資料であり、細片が目につく（第33図1～8）。

1は常滑焼の甕口縁部である。赤褐色を呈し内面には淡緑色の釉がかかる。2は土師器の羽釜口縁部付近である。破片の残り具合により、口縁部と鐙は実測箇所を変えて合成しているが、形態的特徴は捉えられる。3は土師質の播鉢で淡褐色を呈する。卸目は4本1単位でそれぞれは重複しない。4は陶器の播鉢で口縁端部と底部を欠く。暗赤褐色を呈する。卸目は5本1単位でそれぞれは重複しない。5は須恵器甕の破片と考えられる。青灰色を呈する。外面には平行タタキ痕が残り、内面は当具痕がナデ消されている。6は瓦器碗の破片で口縁端部と底部を欠く。内外面には入念なへら磨きが施されている。外面には指オサエ痕が認められる。7は瓦器碗の底部である。細片であるが、明瞭な高台をもつことがわかる。8は平瓦である。灰色を呈し全面丁寧なナデ調整が施されている。

Ⅲ層出土の遺物は、磁器を含まず、古墳時代以前の遺物は少量混じるのみである。それぞれの特徴から判断する限り、近世遺物は含んでいないと考えられる。よって、Ⅲ層は中世のうちに形成された遺物包含層である可能性が高いと考えられよう。

調査の結果、用地協力に問題となるような遺構・遺物は確認されなかった。この結果を踏まえ、本飛地の用地協力については可能と判断し、宇治市から申請のあった時点で対応することとなった。（清喜裕二）

註

(1) 『諸陵寮出張所 陵墓雑録』明治24年（陵墓課保管歴史的資料、公6）。

『諸陵寮出張所 陵墓雑録』明治33年上（同上）。